

須磨区地域活動支援コーナー 運用要領

1. 設置趣旨

須磨区民と須磨区による協働と参画のまちづくりを推進し、区民の地域活動を支援することを目的として、須磨区役所3階および北須磨支所3階に地域活動支援コーナー（以下支援コーナーという。）を設置する。

2. 施設

支援コーナーに以下の施設を設置する。

支援コーナー	施設	定員
須磨区役所地域活動支援コーナー	ミーティングスペース	15名
北須磨支所地域活動支援コーナー	ミーティングスペース①	8名
	ミーティングスペース②	14名

※北須磨支所のミーティングスペース①と②は同時利用可。

3. 利用団体及び利用目的・利用制限

- (1) 支援コーナーの利用団体は、主として須磨区民で構成され、須磨区内で協働のまちづくりを推進する地域活動団体で、下記の要件を満たす団体とする。
 - ①営利活動を目的としない団体であること。（利益を社員や役員に分配しないこと）
 - ②暴力団でないこと。暴力団または暴力団の構成員等の統制下にない団体であること。
- (2) 支援コーナーの利用目的は、利用団体が行う地域活動に限るものとする。
- (3) 支援コーナーは、次の目的で利用することはできない。
 - ①個人的な専用利用
 - ②営利目的の利用
 - ③宗教活動又は政治活動のための利用
 - ④公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
 - ⑤その他区長が不適当と認める利用

4. 団体登録

支援コーナーの利用を希望する団体は、事前に団体登録を行うものとする。団体登録の申請は、所定の様式に必要事項を記入し、須磨区地域協働課へ郵送・FAX・メール・持参にて、提出するものとする。

5. 団体登録等の取り消し

区長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の取り消し、又は使用の取り消し、以降の使用の禁止をすることができる。

- (1) 利用団体から団体登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 利用目的、利用制限、利用上の注意などに違反して使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により団体登録の申請又は支援コーナーの利用をしたとき。
- (4) その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき。

6. 支援コーナーの利用時間、利用手続き

- (1) 利用時間は、平日の9時から17時までとする。但し、12時から13時の間は除く。
- (2) 団体の利用時間は、午前の利用は午前9時～正午を、午後の利用は午後①13時～15時、午後②15時～17時の利用区分とする。また、午前、午後①、午後②を連続して使用することができるものとする。
- (3) 利用にあたっての準備や片付けに要する時間は、利用する単位時間の中に含むものとする。

- (4) 利用にあたっては、事前予約を、利用しようとする日の属する月の前々月の初日（開庁日のときは、その翌日）から、須磨区役所は須磨区ボランティアセンターに、北須磨支所は市民課総務係に電話又は窓口で申し込みを行うものとする。受付は先着順で行う。
- (5) 利用団体は、利用予約日当日に須磨区役所はボランティアセンター、北須磨支所は市民課総務係にて、利用簿に必要事項（団体名、利用責任者氏名、連絡先、利用人数、利用日時、利用目的等）を記入するものとする。
- (6) 予約なしで当日の利用を希望する団体は、利用希望時間に他の団体による利用がなく、他の事前予約と抵触しない場合に限り、須磨区役所はボランティアセンター、北須磨支所は市民課総務係に申し出て利用簿に必要事項を記入のうえ利用することができる。

7. 独占的利用の禁止

同一団体による次に掲げる利用はできない。

- (1) 引き続き 3 日を超えて使用するとき。
- (2) 1 月間に利用区分 10 回を超えて使用するとき。

8. 利用料

支援コーナーの利用料金は、無料とする。

9. 利用上の注意

- (1) 支援コーナー内では、他人に迷惑や不快感を与える行為、食事・飲酒及び喫煙を禁止する。
- (2) 団体の用品・備品は、利用当日に設置すること。
- (3) 後片付けや机上の清掃を行うこと。ごみは、利用者が持ち帰ること。
- (4) 器物等を破損した場合、原因者の負担で修繕等を求めることがある。
- (5) 申込み者と使用者は同一の利用団体に属する者に限るものとする。
- (6) 支援コーナーの管理上必要があると認めるときは、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
- (7) 利用中に発生した事故、利用者間の争い、盗難等により生じた損害について、須磨区はその一切の責任を負わない。
- (8) 須磨区は必要がある場合、本要領の規定に関わらず支援コーナーを使用することができる。

附則（平成 23 年 9 月 21 日制定）

- 1 この要領は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。